



埼玉県報

第 591 号
令和 7 年(2025 年)
2 月 14 日
金曜日

目 次

告示

- 令和 6 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 川口市朝日環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧（環境政策課）
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数（国保医療課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道深谷嵐山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道深谷嵐山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第九十七号

令和六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和七年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
東秩父村	奥沢一	令和七年二月五日から 令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市朝日環境センター施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和七年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

川口市、草加市、東京都北区、東京都足立区

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境部環境施設課

草加市市民生活部環境課

東京都北区生活環境部環境課

東京都足立区環境部生活環境保全課

ロ 期間

令和七年二月十四日（金）から令和七年三月十四日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第九十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）
第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項
及び第六項の規定に基づき、令和七年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる
数を次のとおり定めた。

令和七年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

係 数		数 値
医療費指数反映係数		○
一般納付金所得係数		一・一二〇六九九三二二四一九〇
一般納付金基礎額調整係数		○・九九九九九九九九七三五一
後期高齢者支援金等納付金所得係数		一・一一二〇八二九九六六六八
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数		○・九九九九九九九九二九六八
介護納付金納付金所得係数		一・〇八九八三〇七〇八七三七一
介護納付金納付金基礎額調整係数		○・九九九九九九九九八一九七三

告 示

埼玉県告示第百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二一―二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県戸田市上戸田三丁目七番一号、七番十四号の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百七十一・五三立方メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 深谷嵐山線

三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
比企郡嵐山町大字太郎丸 字刃一四九番地先から 同郡同町大字川島字西耕 地一四七三番三七地先まで			区 間
八・二〇〇～一三・〇〇	一〇・四〇〇～一三・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
二六二・五〇	二六〇・〇〇		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事 による。平成十八年一月 三十一日付け埼玉県東松 山県土整備事務所長告示 第十七号及び同十九年八 月十日付け同第百十一号 の道路予定区域の一部変 更及び設置した迂回路の 撤去である。			備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

路 線 名	深谷嵐山線
供用開始の区間	比企郡嵐山町大字太郎丸字刃 一四九番地先から 同郡同町大字川島字西耕地一 四七三番三七地先まで
供用開始の期日	令和七年二月十四日
備 考	平成十九年八月十日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第百十一号及び令和 七年二月十四日付け同第二号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長二六〇・〇〇メートル。

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年二月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年二月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則について

ロ 新埼玉県立図書館について

ハ その他